

二級河川 日高川水系河川整備基本方針

平成13年10月

和歌山県

二級河川日高川水系河川整備基本方針（案）

目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針…………… 1
 - (1) 流域及び河川の概要…………… 1
 - (2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針…………… 2

2. 河川の整備の基本となる事項
 - (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項…… 3
 - (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項…………… 3
 - (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅
に関する事項…………… 4
 - (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な
流量に関する事項…… 4

(参考図) 流域図 S=1/200,000

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

日高川は、その源を紀伊半島中部山岳地帯の護摩壇山（標高1,372m）に発し、山地部を蛇行しながら西に流下し、川辺町和佐において左支川江川を合流し、御坊市内を貫流して河口部において右支川西川を合わせ紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長127km、流域面積651.8 km²の県下最大の二級河川である。流域は御坊市、美浜町、日高町、川辺町、中津村、美山村、龍神村の1市3町3村にまたがっている。流域の90%は山地であり、その基盤は砂岩、泥岩及びそれらの互層により構成される四万十累帯を主体としている。流域の気候は、一年を通じ温暖である。年間降水量は平野部で約1,500mm、山間部で約2,500mm程度であり、冬に少なく夏の梅雨期、台風期に多いという特徴がある。

日高川流域は、昭和28年7月18日の梅雨前線豪雨により、死者行方不明者289名、負傷者1,470名の他、河川・道路・その他公共施設及び一般資産に壊滅的な大被害を蒙った。治水事業はこれを契機として昭和28年より着手されているが、近年では平成5年の台風14号により被害を蒙るなど整備は十分でない。河口から松瀬までの築堤・掘削等を施工しており、さらに平成元年には椿山ダムが多目的ダムとして、日高川中流部、美山村初湯川地先に築造されており、流域の治水・利水に寄与している。

過去の度重なる大災害の経緯から、治水に係る地域住民の関心は非常に強く、河川整備に対し高い治水安全度の確保が求められている。

また日高川流域は、新たな産業拠点の形成を目指す御坊圏域に属しており、近畿自動車道紀勢線の延伸に伴う、圏域外各地からのアクセス路線の充実、並びに御坊田園テクノタウンの整備等、地域を大きく変貌させるプロジェクトが推進されている。

一方、県下第二の面積を誇る日高川平野では、昔から水稲はもとより野菜、果物の生産が盛んであり、特に近年は「花卉」の栽培が有名で、カスミソウとスイートピーは日本一の生産高を誇っている。

日高川の河川水は、農業用水として広く利用されると共に、沿川住民の水道用水、さらに水力発電用水としても、古くから利用されている。

上流域においては、ブナを主とする天然林も存在し、河川では岩盤の露出、瀬・淵の形成と共に、タカハヤ、アマゴ等の清流に生息する魚種が多く見られる等、典型的な山地景観と自然溢れる渓流域の様相を呈している。中流域では川幅は広くなり、少ない低地平野の中に営農地と集落が点在し、河道内には瀬・淵が発達し、細砂が堆積した泥湿地にヨシ群落等の形成が見られ、アユ、オイカワ、ウグイ他、ホトケドジョウも確認されている。また下流部では日高川の川幅が広く緩やかな流れを保つ中、大きく湾曲した所では川原が発達し、ギンブナ、ウナギ他、希少な魚種の一つであるアユカケも確認されている。また河口部の干潟は、コチドリ、ハマシギ等様々な鳥類の飛来地であると共に、ハマボウ群落等の豊かな植生が分布している。

河川利用の面においては、下流部の高水敷地において、ゲートボール場、ゴルフ場、オートキャンプ場等の地域住民の交流の場として利用されており、中・上流域においては、自然川原でのキャンプ、釣り、水遊び等が行われ、人々のやすらぎとくつろぎの場となっている。

日高川は環境基準のA類型（BOD値2.0mg/l以下）に指定されている。水質の現状は環境基準点（若野橋）において一般的な水質指標であるBOD（75%値）が1.1mg/l（平成8年度）、1.4mg/l（平成9年度）、0.7mg/l（平成10年度）となっており、良好な水質を呈している。

日高川流域は、豊かな自然環境を持ち、沿岸は美しい自然景観を呈し、動植物の重要な生息・生育の空間となっている。その一方流域下流部では、御坊市を中心に地方拠点都市地域として都市化が進行しており、本水系の治水・利水・環境についての意義は、極めて大きいものとなっている。

（2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、流域の現状を踏まえ、治水及び利水との整合、流域との調和、自然環境の保全と再生、水質の保全、水辺文化の継承及び発展等に配慮する。また、地方拠点都市地域基本計画との調整を図り、既存の水利施設等の機能の維持を十分に考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもとに、段階的な整備を進めるに当たっての目標を明確にして、河川の総合的な保全と利用を図る。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、流域内の洪水調整施設により被害軽減を図るとともに、河道整備を進め、100年に1回程度の降雨による洪水及び台風等による高潮を安全に処理する。また下流域の内水被害の著しい地域においては、内水対策を実施する。あわせて、整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生した場合にも、できるだけ被害を軽減させるよう配慮する。さらに、洪水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、関係機関とも連携して水防体制の維持、強化等を図り、平常時からハザードマップ等の災害関連情報の提供、洪水時における情報連絡体制及び警戒避難体制の整備、緊急避難路の確保、水防警報、洪水予報の強化、また超過洪水時においても被害を最小限にする対策等を関係機関や地域住民等と連携して推進する。

日高川では、過去に渇水被害を生じておらず、流況は比較的良好である。流域では営農形態の変化が見られることから、現状の水利用の実態を把握し、その適正な水利用に努める。また、適切な情報提供、情報伝達体制の整備により、渇水時における関係機関等との連絡の緊密化・調整を図り、円滑な渇水調整に努めるものとする。さらに、流域の健全な水循環系を構築するため、緑地の保全・整備、森林保全等について関係機関を始め流域全体で一体となって、水循環系と人間社会の営みが適切にバランスするよう取り組んでいくものとし、これら流域全体の総合的な取り組みにより、流水の正常な機能の改善・維持に努めていく。

河川環境の整備と保全に関しては、治水及び利水との整合や関係自治体等と調整を図り、流域の自然環境・社会環境から見た地区特性を踏まえ、地域の社会的ニーズに配慮し、多様な河川環境の整備と保全を図る。特に変化に富んだ渓谷、河道の屈曲等により発達し、アユなどの良好な生息地となっている瀬と淵、ハマボウ群落等の植生が分布し、コチドリ等鳥類の飛来地である河口部干潟など、多様な生物の生息・生育空間となっていることから、清らかな流れ、水辺と緑の連続性等を確保し、多様な川の形態を保全していくことと

する。また、下流部の緩やかで広々した水面などの良好な景観など、日高川の有する良き環境を整備・保全していく。

河川の維持管理に関しては、災害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮させるよう適切に維持管理を行うものとする。河川内に繁茂している樹木等については治水・環境面での機能を十分に発揮させるよう適切に管理を行う。また、流域の自然環境・社会環境から見た地区特性との整合及び地域のニーズを踏まえた調整により適正な河川空間の利用と保全を図るとともに、河川空間を安心して利用できるような的確な河川情報の提供に努める。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び流域内の洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は100年に一回程度の降雨による洪水について検討した結果、そのピーク流量を基準地点和佐において $6,100\text{m}^3/\text{s}$ とし、このうち流域内に築造されている洪水調節施設により $1,600\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $4,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。

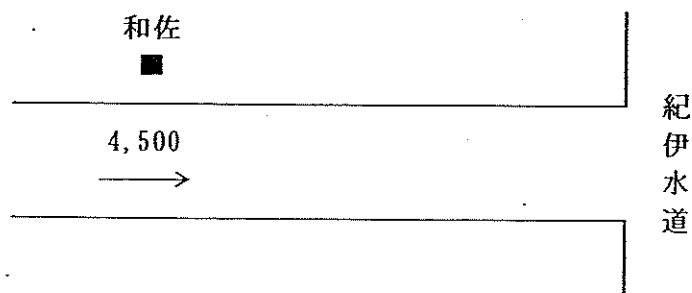
基本高水のピーク流量等一覧表

単位： m^3/s

河川名	基準地点名	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節流量	河道への流量配分(計画高水)
日高川	和佐	6,100	1,600	4,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

日高川における計画高水流量は、和佐地点において $4,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。



■ : 基準地点

単位： m^3/s

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項
日高川における主要な地点の計画高水位及び概ねの川幅は次のとおりとする。

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T.P.m)	川幅 (m)
日高川	和佐	6.8	12.78	245

(注) T.P: 東京湾中等潮位

なお、計画高潮位は、T.P+2.40mとする。

また、河川工事の実施にあたっては、河道は必要に応じて拡幅するとともに、河道の横断形は現在の形状を踏まえ、適正な河川環境の整備と保全に配慮するものとする。

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

日高川水系の既得水利としては、許可水利として農業用水、水道用水、発電用水及び慣行水利としては農業用水がある。流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、流況、取水実態等を明らかにし、動植物の生息、生育、景観等の観点から総合的に判断の上決定し、維持に努めるものとする。

